



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年6月24日金曜日 第1670号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示..... 667
- 鳥獣保護区の指定に関する公聴会の開催..... 667
- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）..... 668
- 理容師法による講習会の指定..... 668
- 美容師法による講習会の指定..... 668
- 市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 668
- 保安林予定森林にする旨の通知..... 669
- 解除予定保安林..... 669
- 建設業者の許可の取消し..... 669
- 公共測量の実施の通知..... 670
- 道路の供用開始（県道西条久万線）..... 670
- 道路の区域変更（一般国道494号）..... 670
- 道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）..... 671
- 道路の区域変更（県道肱川公園線）..... 671
- 道路の供用開始（"）..... 671
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... 671
- 道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線）..... 672
- 道路の供用開始（"）..... 672
- 道路の区域変更（県道後柿之浦線）..... 672

- 土地区画整理組合の理事の就任の届出..... 672
- 開発行為に関する工事の完了..... 672

### 公 告

- ライト付き防犯ブザーの購入..... 673
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 674
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 674

### 選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 674

### 雑 報

- 愛媛県市町村職員共済組合公告..... 675

### 正 誤

- 平成16年9月14日付け第1592号目次中..... 676
- 平成16年9月14日付け第1592号愛媛県告示第1944号（道路の区域変更（県道関屋今井線））中..... 676

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1287号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 落札に係る物品等の名称及び数量   | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                  | 落札者を決定した日  | 落札者の氏名及び住所                      | 落札金額         | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日     |
|-------------------|--|------------|---------------------------------|--------------|---------------|-----------|
| 愛媛県大気汚染常時監視システム一式 | 愛媛県民環境部環境局環境政策課地球環境係<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成17年6月14日 | 株式会社神戸製鋼所<br>神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号 | 487,200円（月額） | 一般競争入札        | 平成17年5月2日 |

### ○愛媛県告示第1288号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成17年7月15日（金）午後2時
- 場所 今治市旭町一丁目4番地9  
今治地方局4階会議室
- 案件 次の鳥獣保護区の指定
  - 名称 宝股山鳥獣保護区
  - 区域  
今治市伯方町叶浦の市道富計の池線と市道寺山線との

交点を起点とし、ここから同市道を北東に進み、市道北浦叶浦線との交点を経て、更に市道寺山線を北東に進み、これに続く市道西側線をほぼ北西に進み、大日靈女教本部に至る。ここから稜線をほぼ北東に進み、大日靈女教奥之院を経て、更に同稜線を北東ないし北西に進み、深山川に通じる谷に至り、ここから同谷及びこれに続く同川右岸を下流に進み、市道大池ドンデ線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、ドンデ池えん堤西端に至り、ここから同えん堤及びその延長線を南東に進み、林道ドンデ線に出て、宝股山山頂（304.0メートル）に至る稜線を南に進み、市道宝股山線に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、市道国道北浦越線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道国道堀田奥線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道

叶浦越線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道富計の池線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間 平成17年11月1日から  
平成27年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

今治地方局産業経済部森林林業課  
(電話0898 - 25 - 2193)

#### ○愛媛県告示第1289号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成17年7月15日（金）午前10時
- 場所 今治市旭町一丁目4番地9  
今治地方局4階会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
  - 名称 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区
  - 区域

今治市玉川町竜岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域

- (3) 存続期間 平成17年11月1日から  
平成27年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

今治地方局産業経済部森林林業課  
(電話0898 - 25 - 2193)

#### ○愛媛県告示第1290号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成17年7月15日（金）午前10時
- 場所 喜多郡内子町平岡甲168  
内子町役場3階第1会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
  - 名称 亀谷鳥獣保護区特別保護地区
  - 区域

喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900.9メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に

同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間 平成17年11月1日から  
平成27年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班

(電話0893 - 24 - 4131)

#### ○愛媛県告示第1291号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成17年11月7日から11月21日までの毎月曜日
- 講習場所  
松山市宮田町132番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料  
14,000円

#### ○愛媛県告示第1292号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成17年11月7日から11月21日までの毎月曜日
- 講習場所  
松山市宮田町132番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料  
14,000円

#### ○愛媛県告示第1293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（農

業用道路整備事業・朝倉上地区)の施行に平成17年6月13日同意した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第1294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・高野大平地区)の施行に平成17年6月13日同意した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### ○愛媛県告示第1295号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

##### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

四国中央市富郷町津根山字寺ノ山乙286の1、字柿ノ成乙350の2、字鬼ヶ城乙412、字鍋良谷山乙449

##### (2) 指定の目的

水源のかん養

##### (3) 指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

##### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町東明神甲3404の1、甲3404の2、甲3482の1、甲3482の2、甲3483、甲3486の3、乙1088の2、乙1089の1、乙1091の1、乙1092の1、乙1093、乙1096の1、乙1098、乙1100、乙1111、乙1112の1、乙1113から1115まで、乙1120、乙1122、乙1123、乙1126の1から乙1126の4まで、乙1126の9、乙1126の10、乙1127、乙1128、乙1134の1、乙1134の3、乙1135、乙1138の1、乙1143の1、乙1151、乙1154、乙1162の2、乙1163から乙1166まで、乙1205、乙1206の1から乙1206の3まで、乙1207、乙1209、乙1216の1、乙1216の2、乙1216の5、乙1216の7、乙1216の9から乙1216の11まで、

乙1217、乙1218の1、乙1219、乙1221、乙1225、乙1227の6、乙1231、乙1232の1、乙1232の2、乙1233、乙1234、乙1237、乙1238、乙1240の7、乙1240の8、乙1240の11、乙1241の1から乙1241の3まで、乙1241の5から乙1241の7まで、乙1241の10、乙1241の11、乙1242の6、乙1247の21、乙1248、乙1253の3、乙1254の3、乙1254の4、乙1255、乙1256、乙1259、乙1261の2、乙1261の3、乙1263、乙1264の1、乙1264の2、乙1265から乙1269まで、乙1271、乙1272の2、乙1273から乙1276まで、乙1279、乙1280の1、乙1280の2、乙1281、乙1282、乙1284から乙1286まで、乙1288、乙1289、乙1290の1、乙1290の2、乙1291、乙1293の1、乙1293の2、乙1294から乙1305まで、乙1308の1から乙1308の4まで、乙1309の1、乙1309の2、乙1310、乙1312、乙1313、乙1316、乙1318の1、乙1320の1、乙1321から乙1326まで、乙1348の1、乙1349の1、乙1349の2、乙1350、乙1351、乙1352の3、乙1352の4、乙1354、乙1419から乙1422まで、乙1423の1、乙1423の2

##### (2) 指定の目的

水源のかん養

##### (3) 指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに四国中央市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1296号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

##### 1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町木地字コマンコエ辛8の8

##### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

##### 3 解除の理由

道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1297号

建築業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 許 可 番 号            | 許 可 年 月 日  | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地      | 取 消 年 月 日  | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類   | 取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実 |
|--------------------|------------|-------------|-----------|-------------------------|------------|---|-------------------------|
| ( 般 - 12 ) 第5989号  | 平成13年3月13日 | 宮崎塗装店       | 宮崎 清美     | 新居浜市中村4 - 2 - 39        | 平成17年5月2日  | 塗装工事業   | 建設業の廃止                  |
| ( 般 - 13 ) 第637号   | 平成14年3月7日  | 宮本建設        | 宮本 武男     | 大洲市春賀甲1173              | 平成17年5月13日 | 建築工事業   | 建設業の廃止                  |
| ( 般 - 12 ) 第10858号 | 平成12年6月17日 | (株)鴻上産業鐵工所  | 鴻上 英治     | 新居浜市船木2354 - 1          | 平成17年5月17日 | 土木工事業   | 建設業の廃止 (一部)             |
| ( 般 - 12 ) 第3252号  | 平成12年7月3日  | 露口建設(株)     | 露口 泰臣     | 上浮穴郡久万高原町東明神甲369 - 2    | 平成17年5月20日 | 管工事業  | 建設業の廃止 (一部)             |
| ( 特 - 14 ) 第5271号  | 平成14年5月26日 | 稲荷建設(株)     | 岡 善照      | 八幡浜市郷4 - 370 - 10       | 平成17年5月23日 | 土木工事業<br>とび・土工事業<br>石工事業<br>管工事業<br>鋼構造物工事業<br>舗装工事業<br>しゅんせつ工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止 (他の建設業者との合併)     |
| ( 般 - 12 ) 第14586号 | 平成12年8月16日 | 上野電気        | 上野 貴司     | 八幡浜市保内町川之石13 - 276 - 20 | 平成17年5月23日 | 電気工事業<br>管工事業<br>水道施設工事業  | 建設業の廃止 (法人成り)           |
| ( 般 - 13 ) 第7653号  | 平成13年6月3日  | 近藤建設工業      | 近藤 六二     | 四国中央市土居町中村538           | 平成17年5月24日 | 土木工事業   | 建設業の廃止 (法人成り)           |
| ( 般 - 12 ) 第12151号 | 平成13年1月5日  | 協立技建(株)     | 武村 健二     | 松山市中野町375 - 1           | 平成17年5月25日 | 電気工事業<br>消防施設工事業  | 建設業の廃止                  |
| ( 般 - 13 ) 第9362号  | 平成14年2月1日  | 藤川装飾        | 藤川 秋義     | 松山市福音寺町525 - 3          | 平成17年5月31日 | 内装仕上工事業   | 建設業の廃止                  |
| ( 般 - 14 ) 第11632号 | 平成14年7月19日 | (有)西原建設     | 西原 寛一     | 松山市八反地甲13               | 平成17年5月31日 | 建築工事業<br>大工工事業  | 建設業の廃止                  |

○愛媛県告示第1298号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量(土地区間整理事業)
- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成17年8月31日まで
- 3 作業地域 東温市志津川地域

○愛媛県告示第1299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                    | 供用開始の日     |
|-------|-------|----------------------------------|------------|
| 県 道   | 西条久万線 | 西条市大保木字土山甲25番3から<br>同字榎原辛113番2まで | 平成17年6月24日 |

○愛媛県告示第1300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類   | 路線名  | 区 間              | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅       | 延 長             | 備 考 |
|---------|------|------------------|-------|-----------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 494号 | 上浮穴郡久万高原町笠方1722番 | 旧     | メートル<br>6.0~7.5 | キロメートル<br>0.019 |     |
|         |      |                  | 新     | 6.0~14.5        | 0.019           |     |

## ○愛媛県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員           | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|----------|------------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 大茅辰ノ口線 | 西予市城川町嘉喜尾1350番5から<br>同市野村町予子林6番2まで | 旧        | メートル<br>3.9～22.4       | キロメートル<br>0.158 |     |
|       |        |                                    | 新        | 3.9～22.4<br>34.8～107.2 | 0.158<br>0.122  |     |

## ○愛媛県告示第1302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 肱川公園線 | 西予市野村町予子林6192番1から<br>同町予子林6209番2まで | 旧        | メートル<br>8.5～68.8 | キロメートル<br>0.056 |     |
|       |       |                                    | 新        | 10.2～69.8        | 0.056           |     |
| "     | "     | 西予市野村町予子林6446番4                    | 旧        | 6.6～6.8          | 0.007           |     |
|       |       |                                    | 新        | 8.6～9.8          | 0.007           |     |

## ○愛媛県告示第1303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日     |
|-------|-------|------------------------------------|------------|
| 県 道   | 肱川公園線 | 西予市野村町予子林6192番1から<br>同町予子林6209番2まで | 平成17年6月24日 |
| "     | "     | 西予市野村町予子林6446番4                    | "          |

## ○愛媛県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                 | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|-------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 鳥井喜木津線 | 西宇和郡伊方町志津字田出浦甲121番1から<br>同字甲118番3まで | 旧        | メートル<br>3.9～13.2 | キロメートル<br>0.044 |     |
|       |        |                                     | 新        | 4.8～15.0         | 0.044           |     |

○愛媛県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間               | 旧・新別 | 敷地の員幅           | 延長              | 備考 |
|-------|---------|-------------------|------|-----------------|-----------------|----|
| 県 道   | 嵐田之浜岩松線 | 北宇和郡津島町大字鼠鳴151番11 | 旧    | メートル<br>4.6～5.0 | キロメートル<br>0.053 |    |
|       |         |                   | 新    | 8.0～8.6         | 0.053           |    |

○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間     | 供用開始の日     |
|-------|---------|-------------------|------------|
| 県 道   | 嵐田之浜岩松線 | 北宇和郡津島町大字鼠鳴151番11 | 平成17年6月24日 |

○愛媛県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                | 旧・新別 | 敷地の員幅                        | 延長                       | 備考 |
|-------|-------|------------------------------------|------|------------------------------|--------------------------|----|
| 県 道   | 後柿之浦線 | 北宇和郡津島町須下字反田146番2地先から<br>同字148番7まで | 旧    | メートル<br>4.8～11.0<br>7.5～27.6 | キロメートル<br>0.042<br>0.043 |    |
|       |       |                                    | 新    | 7.5～27.6                     | 0.043                    |    |

○愛媛県告示第1308号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき大洲市東若宮土地区画整理組合から次のとおり理事が就任した旨の届出があった。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

| 氏 名     | 住 所          |
|---------|--------------|
| 稲 生 元 久 | 大洲市若宮210番地   |
| 上 田 宗 良 | 大洲市市木811番地の5 |

|         |               |
|---------|---------------|
| 尾 上 和 生 | 大洲市徳森590番地    |
| 尾 上 孝   | 大洲市徳森634番地    |
| 首 藤 馨   | 大洲市常磐町129番地1  |
| 玉 木 宗三郎 | 大洲市若宮121番地    |
| 徳 田 偉佐男 | 大洲市若宮875番地    |
| 長 岡 盛 夫 | 大洲市若宮763番地    |
| 藤 本 敬 和 | 松山市美沢一丁目3番47号 |

○愛媛県告示第1309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日         | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                             |
|----------------------------|--|--|
| 17西建管第255号<br>平成17年6月3日    | 西条市神拝字局乙119番4乃至乙119番10、乙127番1、乙127番6、乙127番7、乙127番9乃至乙127番19、乙127番25乃至乙127番38、乙133番4、乙133番13、乙133番14、乙119番4地先農道及び乙119番4地先水路並びに同市新田字北新田219番1、219番4乃至219番6及び219番9乃至219番17 | 香川県高松市藤塚町一丁目11番22号<br>株式会社穴吹工務店<br>代表取締役 穴 吹 英 隆 |
| 17西建管第297号<br>平成17年6月9日    | 西条市丹原町今井413番1、413番5及び413番6   | 松山市平井町2671番地<br>パートナーホーム<br>石 井 正 紀              |
| 17西建管第308号<br>平成17年6月9日    | 西条市今在家813番4、814番1、816番1、817番1及び818番1   | 西条市福成寺甲99番地<br>株式会社東予資源<br>代表取締役 志 賀 忠 男         |
| 17松局建(開)第14号<br>平成17年6月9日  | 伊予市上吾川字内台甲361番2  | 伊予市下吾川837番地<br>徳 田 一 郎                           |
| 17松局建(開)第15号<br>平成17年6月14日 | 伊予郡砥部町重光320番1  | 伊予郡砥部町重光360番地<br>沼 田 憲 二                         |

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

ライト付き防犯ブザーの購入

## (2) 購入物品名及び数量

ライト付き防犯ブザー10 661個

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 納入期限

平成17年8月15日

## (5) 納入場所

日本通運(株)松山支店 松山ロジスティクス事業所(国勢調査用品保管場所)

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

## (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな

り円滑に実施できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

## (2) 入札書の受領期限

平成17年7月5日(火)午後1時30分

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成17年7月5日(火)午後1時30分

愛媛県総務部管理局総務管理課入札室

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135  
条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入  
札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明  
する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな  
ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ  
た場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Lighting safety alarm , 10 ,661 sets
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m ., 5 July 2005
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日      | 特定非営利活動法人の名称            | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地     | 定款に記載された目的  |
|------------|-------------------------|---------|----------------|---|
| 平成17年6月14日 | 特定非営利活動法人<br>愛媛県ディスコン協会 | 帽 子 敏 信 | 松山市北井門町500番地の7 | この法人は、地域の高齢者及び青少年に対して、「生涯スポーツ」に関する事業を行い、高齢者には交流と健康・生きがいづくり、青少年には健全育成と地域の人達の親睦を図り地域活性化に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日      | 特定非営利活動法人の名称           | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地       | 定款に記載された目的  |
|------------|------------------------|---------|------------------|---|
| 平成17年6月14日 | 特定非営利活動法人<br>サポートセンター虹 | 野 本 義 則 | 愛媛県松山市権現町甲118番地1 | この法人は、知的障害のある人（以下、「障害者」という。）とその家族が中心となり、介助や支援を必要とする障害者及びその家族に対して、障害者の就労支援及び自立支援並びに障害者に係る財産管理等に関する事業を行い、障害者が地域の中で将来的に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年6月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1 214 ,083
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 ,282
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3

分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269 ,014

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

| 選挙区別            | 選挙権を有する者の総数 | 同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） |
|-----------------|-------------|---|
| 松 山 市           | 412 873     | 135 479   |
| 今 治 市・越 智 郡     | 153 801     | 51 267  |
| 宇 和 島 市         | 49 253      | 16 418  |
| 八 幡 浜 市・西 宇 和 郡 | 45 953      | 15 318  |
| 新 居 浜 市         | 103 334     | 34 445  |
| 西 条 市           | 93 975      | 31 325  |



|           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 大 洲 市     | 30,834 | 10,278 |
| 伊 予 市     | 33,191 | 11,064 |
| 四 国 中 央 市 | 77,134 | 25,712 |
| 西 予 市     | 38,798 | 12,933 |
| 東 温 市     | 27,744 | 9,248  |

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 上 浮 穴 郡 | 13,138 | 4,380  |
| 伊 予 郡   | 43,775 | 14,592 |
| 喜 多 郡   | 25,032 | 8,344  |
| 北 宇 和 郡 | 41,770 | 13,924 |
| 南 宇 和 郡 | 23,478 | 7,826  |

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年6月24日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 玉 水 寿 清

損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 収 入               | 経 理 区 分    | 短期                   | 長期                   | 業務         | 保健      | 宿泊      | 貯金        | 貸付      | 物資     | 基礎年金支払    |
|-------------------|------------|----------------------|----------------------|------------|---------|---------|-----------|---------|--------|-----------|
|                   | 負担金        |                      | 3,905,919<br>305,673 | 14,089,313 | 177,506 | 226,307 |           |         |        |           |
| 掛金                |            | 3,931,443<br>324,409 | 7,428,169            |            | 226,259 |         |           |         |        |           |
| 施設収入・商品売上         |            |                      |                      |            |         | 123,494 |           |         |        |           |
| 受取手数料             |            |                      |                      |            |         |         |           |         | 27,363 |           |
| 基礎年金交付金           |            |                      | 2,011,631            |            |         |         |           |         |        |           |
| 利息及び配当金           |            | 64<br>5              | 1,764,533            | 256        | 104     | 15      | 1,194,143 | 484     | 1      |           |
| 組合員貸付金利息          |            |                      |                      |            |         |         |           | 366,157 |        |           |
| その他収入             |            | 521,204              | 21,903               | 46         | 5,219   | 38,517  | 33,958    | 21,790  | 65,495 | 1,095,484 |
| 他経理から繰入金          |            |                      |                      | 70,273     |         | 30,000  |           |         |        |           |
| 前年度繰越支払準備金        |            | 740,495              |                      |            |         |         |           |         |        |           |
| 前年度繰越長期給付積立金      |            |                      | 95,034,509           |            |         |         |           |         |        |           |
| 計                 |            | 9,099,125<br>630,087 | 120,350,058          | 248,081    | 457,889 | 192,026 | 1,228,101 | 388,431 | 92,859 | 1,095,484 |
| 支 出               | 給付         |                      | 4,525,378            | 19,913,448 |         |         |           |         |        | 1,094,490 |
|                   | 役員員給与      |                      |                      | 154,683    | 40,144  | 73,612  | 41,465    | 17,059  | 4,213  |           |
|                   | 厚生費        |                      |                      | 117        | 340,827 | 71      | 26        | 13      | 10     |           |
|                   | 旅費・事務費     |                      |                      | 12,306     | 6,773   | 1,700   | 3,660     | 3,054   | 608    |           |
|                   | 商品仕入       |                      |                      |            |         | 2,952   |           |         |        |           |
|                   | 飲食材料費      |                      |                      |            |         |         |           |         |        |           |
|                   | 委託費        |                      |                      | 12,522     | 1,258   | 170     |           |         |        |           |
|                   | 支払利息       |                      |                      |            |         |         | 817,767   | 315,421 | 16,880 |           |
|                   | 連合会払込金     |                      | 150,650              |            |         |         |           | 18,053  |        |           |
|                   | 老人保健拠出金    |                      | 1,918,936            |            |         |         |           |         |        |           |
|                   | 退職者給付拠出金   |                      | 1,138,797            |            |         |         |           |         |        |           |
|                   | 介護納付金      |                      | 626,301              |            |         |         |           |         |        |           |
|                   | 基礎年金拠出金負担金 |                      |                      | 5,773,712  |         |         |           |         |        |           |
|                   | 他経理へ繰入金    |                      | 27,021               | 43,251     |         | 30,000  |           |         |        |           |
|                   | その他支出      |                      | 358,476<br>782       | 11         | 60,047  | 38,588  | 104,005   | 16,493  | 28,463 | 67,535    |
| 次年度繰越支払準備金        |            | 724,051              |                      |            |         |         |           |         |        |           |
| 次年度繰越長期給付積立金      |            |                      | 94,619,636           |            |         |         |           |         |        |           |
| 計                 |            | 8,843,309<br>627,083 | 120,350,058          | 239,675    | 457,590 | 182,510 | 879,411   | 382,063 | 89,246 | 1,095,484 |
| 差引当期利益金又は当期損失金( ) |            | 255,816<br>3,004     |                      | 8,406      | 299     | 9,516   | 348,690   | 6,368   | 3,613  | 0         |

貸借対照表の要旨

|         |      |         |            |         |         |         |            |            |           |
|---------|------|---------|------------|---------|---------|---------|------------|------------|-----------|
| 資 産     | 流動資産 | 952,004 | 23,549,632 | 392,658 | 393,968 | 103,196 | 27,178,370 | 59,310     | 1,076,438 |
|         | 固定資産 |         | 71,070,021 | 1,116   | 120     | 626,423 | 31,161,184 | 15,868,355 |           |
|         | 繰延資産 |         |            |         |         |         |            |            |           |
| 資 産 合 計 |      | 952,004 | 94,619,653 | 393,774 | 394,088 | 729,619 | 58,339,554 | 15,927,665 | 1,076,438 |
|         | 流動負債 | 110,745 | 6          | 692     | 10,472  | 7,387   | 56,400,151 | 27,597     | 78,220    |

|         |               |                  |            |         |         |         |            |            |           |
|---------|---------------|------------------|------------|---------|---------|---------|------------|------------|-----------|
| 負<br>債  | 固定負債          | 724,051          | 11         | 251,094 | 55,506  | 134,208 | 54,402     | 15,510,547 | 830,710   |
|         | 負債合計          | 834,796          | 17         | 251,786 | 65,978  | 141,595 | 56,454,553 | 15,538,144 | 908,930   |
| 資<br>本  | 資本剰余金         |                  |            | 504     |         | 545,654 |            |            |           |
|         | 長期給付積立金       |                  | 94,619,636 |         |         |         |            |            |           |
|         | 利益剰余金又は欠損金( ) | 116,144<br>1,064 |            | 141,484 | 328,110 | 42,370  | 1,885,001  | 389,521    | 167,508   |
|         | 資本合計          | 117,208          | 94,619,636 | 141,988 | 328,110 | 588,024 | 1,885,001  | 389,521    | 167,508   |
| 負債・資本合計 |               | 952,004          | 94,619,653 | 393,774 | 394,088 | 729,619 | 58,339,554 | 15,927,665 | 1,076,438 |

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護

正 誤

○正 誤

平成16年 9月14日付け第1592号目次中

| ページ | 箇所             | 誤                    | 正                    |
|-----|----------------|----------------------|----------------------|
| 941 | 目次欄上から<br>13行目 | 道路の区域変更(県<br>道関谷今井線) | 道路の区域変更(県<br>道関屋今井線) |

○正 誤

平成16年 9月14日付け第1592号愛媛県告示第1944号(道路  
の区域変更(県道関屋今井線))中

| ページ | 箇所           | 誤     | 正     |
|-----|--------------|-------|-------|
| 943 | 表の路線名の<br>欄中 | 関谷今井線 | 関屋今井線 |